規則第十七条の二第四号に掲げるもの	六・〇七七	一キログラムにつき五三円
規則第十七条の二第五号に掲げるもの	五・〇九八	一キログラムにつき四四円
規則第十七条の二第六号に掲げるもの	一・一四五	一キログラムにつき三三三円
規則第十七条の二第七号に掲げるもの	〇・八五二	一キログラムにつき一八円
規則第十七条の二第八号に掲げるもの	〇・七八八	一キログラムにつき一七円
規則第十七条の二第九号に掲げるもの	〇・八一一	一キログラムにつき七〇円
規則第十七条の二第十号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき二三八円
規則第十七条の二第十一号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一四八円
規則第十七条の二第十二号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一一八円
規則第十七条の二第十三号に掲げるもの	一三三・〇〇一	一キログラムにつき一´〇一〇円
規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一四・八六三	一キログラムにつき一´一八七円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一一・八七四	一キログラムにつき一´一〇六円
規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	一〇・九三一	一キログラムにつき八五九円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	二・九六四	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小則売第用の容器入りにした物に限る。）	一・一九一	一キログラムにつき一三三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小則売第用の容器入りにした物を除く。）	一・一九一	一キログラムにつき一一六円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く重量が最も多い成分の分子量が二百以下のソルビトール）	〇・八五七	一キログラムにつき七四円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く重量が最も多い成分の分子量が二百以下のソルビトール）	〇・八一一	一キログラムにつき六一円

○国土交通省告示第七百八十九号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			令和
ＪＤ5642	145081	第二八幡丸	8. 3. 2
ＪＤ5649	145090	ちとせ丸	8. 3. 3
ＪＤ5590	145004	ＡＬＦＯＮＳＩＮＯ　ＡＲＲＯＷ	8. 3. 4
ＪＤ5671	145133	はやと２	8. 3. 4
ＪＤ5655	145109	はくりょう丸	8. 3. 9
ＪＤ5638	145077	大和丸	8. 3.10
ＪＤ5660	145112	第三明裕丸	8. 3.11
７ＫＴＷ	145015	第八十八勝栄丸	8. 3.16
ＪＤ5665	145120	第二十八藤進	8. 3.16
ＪＤ5636	145075	かけはし	8. 3.17
ＪＤ5674	145136	光星	8. 3.17
ＪＤ5640	145079	かりゅう	8. 3.18
ＪＤ5603	145031	ニッケル寿	8. 3.19
ＪＤ5663	145115	さつま３	8. 3.19
ＪＤ5609	145040	三笠	8. 3.23
ＪＤ5637	145076	第二永進丸	8. 3.23
ＪＤ5634	145069	洸聖	8. 3.24
ＪＤ5604	145032	なごや丸	8. 3.26
７ＫＵＸ	145117	ＳＵＭＩＲＥ　ＧＡＳ	8. 3.30
ＪＤ5624	145059	涼佑丸	8. 3.30
ＪＤ5661	145113	第十八栄進丸	8. 3.30
ＪＤ5648	145089	伊勢丸	8. 3.31
ＪＤ5675	145137	第十五藤進	8. 4. 2
７ＫＶＢ	145123	ＡＭＥＴＨＹＳＴ　ＡＣＥ	8. 4. 6
ＪＤ5667	145124	めい	8. 4. 8
７ＫＵＷ	145116	ＯＮＥ　ＭＯＴＩ　ＶＡＴＯＲ	8. 4.15
ＪＤ5684	145149	第一恵祥丸	8. 4.20
ＪＤ5659	145111	第五豊顕丸	8. 4.28

○国土交通省告示第七百九十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			令和
ＪＭ6085	132641	広栄丸	8. 3. 3
ＪＮＱＢ	131370	第三松榮丸	8. 3. 4
ＪＤ5500	144870	ＪＣＡＴ　ＳＩＸ	8. 3. 4
ＪＪＨＮ	134422	白山丸	8. 3. 5
ＪＦ2060	119995	のとかぜ	8. 3.10
７ＫＹＧ	130387	第二十八松福丸	8. 3.13
ＪＤ2221	140291	扇翔丸	8. 3.16
ＪＤ2003	140031	フェニックス	8. 3.18
ＪＬ5519	140027	第三平成丸	8. 3.18
ＪＤ2624	140729	第二十二永進丸	8. 3.19
ＪＥ3153	133368	かもしか	8. 3.19
ＪＤ2272	140342	かちどき丸	8. 3.23
ＪＬ6572	135593	第八晶恵丸	8. 3.24
ＪＧ5328	134967	なちかぜ	8. 3.27
７ＪＰＮ	141964	ＳＨＩＮＷＡ―ＭＡＲＵ	8. 3.30
ＪＪ2704	110226	第十八たけ丸	8. 3.30
ＪＨＱＳ	135669	第一二八欣栄丸	8. 4. 1
ＪＥ2774	128235	第二十五勝運丸	8. 4. 2
ＪＤ3657	142132	大昴丸	8. 4. 6
ＪＫ5415	134713	第五十八協徳丸	8. 4. 6
ＪＤＭＤ	133575	第八十三若潮丸	8. 4.10
ＪＤ3206	141452	第五鐵運丸	8. 4.10
ＪＭ6694	136442	さいき	8. 4.10
７ＪＺＹ	142952	グレース　バレリア	8. 4.14
７ＫＪＪ	144083	ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＪＡＣＡＲＡＮＤＡ	8. 4.17
ＪＤ2253	140326	泉隆丸	8. 4.17
ＪＧ5646	137100	北祐丸	8. 4.21
ＪＩＧＢ	130026	第五十一幸漁丸	8. 4.22
ＪＭ6416	134507	暁丸	8. 4.23
ＪＨ3089	128459	さくら丸	8. 4.24
ＪＭ6106	132676	第八祇園丸	8. 4.24
ＪＩ3720	137246	祥暉丸	8. 4.27
ＪＭ4172	133770	フェリー粟国	8. 4.27
ＪＬ6507	135130	五十猛	8. 4.28
ＪＤ3196	141443	awalineきらら	8. 4.30
ＪＭ6026	132578	第七十八海王丸	8. 4.30

○国土交通省告示第七百九十一号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年六月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
4345	6. 8. 2	133575	第八十三若潮丸
16053	9. 2.21	134259	若田丸
A07151086	19.12. 6	107213	迅雷号
A181715005	30. 7. 3	128905	第三十三事代丸
	令和		
A191610038	1. 7. 2	141131	ＣＯＲＮＩＣＨＥ
A201311082	2. 6.30	143904	ＴＷＥＬＶＥ　ＴＷＥＬＶＥ